

宮崎市教育委員会 学校教育課

会計年度任用職員(スクールソーシャルワーカー) 中途募集案内

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務の概要
スクールソーシャルワーカー	2名	・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への福祉的な立場からの助言や支援 ・教育相談センター及び関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内における組織体制の構築、支援 ・訪問等による保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

2 試験の方法・日時・会場及び結果発表

- 試験は随時実施します。個別面接（10分程度）のみです。
- 面接日程等の詳細は郵送または電話にて個別にお知らせします。
申込から14日経過しても面接の連絡がない場合は、学校教育課（Tel 85-1825）にお問い合わせください。
- 面接会場は清武総合支所（宮崎市清武町西新町1番地1）です。
- 試験結果（採用・名簿登載・不採用）は採用試験後14日以内に受験者本人に通知します。

3 受験資格

- 年齢・性別・国籍・住所不問です。（教員免許状は不要です。）
 - 次の要件の全てを満たす必要があります。
 - ア 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人
 - イ 発達障がい、児童虐待等に関わる相談業務の実務経験のある人、又は、実務経験はないが当該職務に関心があり熱意がある人
 - ウ パソコンの文書作成及び表計算ソフトが使用可能な人
- ※社会福祉士または精神保健福祉士の資格を証明できるものの写しを添付してください。なお、当該書類が旧姓で記載されている場合は、本人確認のため現姓となっていることを証明するもの（戸籍抄本等）の添付が必要です。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●問い合わせ先●

宮崎市教育委員会 学校教育課

TEL (0985)85-1825 (直通)

FAX (0985)44-1564

宮崎市ホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

4 勤務条件等について

勤務条件等については、下記のとおりです。

任用期間	任用の準備が整い次第（内定から約1ヵ月後）～令和4年3月31日 ※任用後1か月間は条件附採用期間です。 ※勤務状況等により再度任用（1年間。最大2回）されることがあります。 （最長で令和6年3月31日までの勤務）
報酬	月収 158,690円 ～ 170,274円
諸手当	通勤手当 通勤距離に応じて支給されます。
	期末手当 年間で2.55月分支給されます。 ※ただし、初年度は任用開始日により異なります。
勤務形態	週33.75時間以内（休憩時間を除く） 土曜日、日曜日、祝日の勤務が発生する場合があります。
勤務場所	・宮崎市教育相談センター 住所：宮崎市旭1丁目4番1 ・宮崎市教育支援教室（心の談話室） 住所：宮崎市鶴島2丁目18番9
年次有給休暇	任用開始日により異なります。（最大10日）
社会保険等	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。

5 受験申込み

「学校教育課会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）採用願」を記入し、令和3年7月1日（木）以降に、社会福祉士または精神保健福祉士の資格者証の写しを添付し、宮崎市教育委員会 学校教育課に提出してください。

- 随時、受付を行います。採用予定人員に達した場合など、予告無く受付を終了することがあります。
- 夜間等の勤務時間外、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けできません。
- 郵送で申し込む場合は封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。
【送付先】 〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1
宮崎市教育委員会 学校教育課
- 採用願などの提出時には、記入漏れや写真の貼り漏れなど不備のないよう、再度確認してください。

6 採用

最終合格者は、令和3年度採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用します。名簿の有効期間は、令和4年3月31日までです。

ただし、最終合格者は採用予定者数よりも多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。

なお、人事管理上の観点から、この試験に合格し採用候補者名簿に登載された場合でも、採用される以前に、この試験とは別に宮崎市（市長部局、上下水道局、消防局のほか、他の執行機関を含む）が実施する会計年度任用職員採用試験により、その職で採用された場合には、当該採用の日をもって、この試験の採用候補者名簿から抹消します。

7 その他

自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。

変更がある場合、受験申込み時にお知らせいただいた連絡先に電話にてご連絡します。